

山 監 査 第 2 3 4 号

平成30年(2018年)3月23日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市教育委員会

3 報告書提出年月日

平成30年3月23日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課（各小・中学校及び埴生幼稚園を含む。）、心の支援室及び社会教育課（各公民館、各図書館、津布田会館、青年の家及び歴史民俗資料館を含む。）

3 監査の期間

平成 30 年 1 月 9 日から平成 30 年 3 月 13 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 29 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

（1）契約関係について

ア 業務委託契約書中の受託者の所在地が法人登記された住所地でない。また、見積書及び請求書の住所が契約書の住所と異なっており、市債権者登録された住所とも異なっている。契約書に表示されてい

る住所地は単なる営業所であり、登記簿謄本からすると、契約を締結できる法人ではない。また、代表権を持つ代表取締役は契約書の住所地に存在しない等、適切な契約書とはいえない。

イ 約款に「別紙送迎計画書のとおり」とされているが契約書に別紙送迎計画書が存在しない。別紙計画書を契約書に添付し、適切な契約書とされたい。

ウ 「旅行シーズンによりバスの確保が困難である。」を理由に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、競争性のない1社見積りによる特命随意契約をしているが、2日間1日最大9台のバスを確保することが他社において困難であるか疑問である。地方自治体の契約は競争入札が原則であることから、本来であれば予定価格を決定し、入札を行わなければならない。また、契約の締結において予定価格が財務規則第99条に掲げる金額を超える場合は、事前に監理室と協議しなければならない。

【学校教育課】

(2) 収入事務について

ア 図書館施設使用許可に係る使用料の算定について、図書館条例第8条第3項では「使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。」と定められているが、端数処理されていない金額が納付されている。適正な事務処理をされたい。

イ 社会教育施設使用許可書(領収書と兼用)が発行されていないものがある。適正な事務処理をされたい。

【中央図書館】